

令和7年度 駐車監視員資格者講習の実施について

駐車監視員資格者講習の受講手続

1 申込期間

令和7年11月4日(火)から11月26日(水)まで
(窓口申込みの場合は、平日 午前8時30分から午後5時15分までの間)

2 申込方法

いずれかの方法で申し込んでください。

- (1) 申込書類を受付場所窓口に出す
- (2) 申込書類を受付場所に郵送(11月26日(水)必着)
- (3) 三重県電子申請・届出システムでの申込み



こちらのQRコードから
システムにログインできます
(11月4日から)

3 受付場所

〒514-8514 三重県津市栄町一丁目100番地
三重県警察本部 交通部交通指導課 放置駐車対策係

4 受講定員

15人 (受講定員に達した時点で受付を締め切ります。)

5 講習及び修了考査日程

	日 時	会 場
駐車監視員 資格者講習	令和7年12月3日(水) 12月4日(木)の2日間 受付開始 8時40分 講習時間 9時00分～18時00分	三重県警察本部 7階東小会議室
修了考査	令和7年12月10日(水) 受付開始 9時00分 考査時間 9時30分～10時30分	同 上

6 必要書類

(1) 駐車監視員資格者講習受講申込書

申込書は放置駐車対策係の窓口及び県内各警察署の交通課窓口にて受領できます。
また、ホームページ上から様式をダウンロードすることもできます。

(2) 写真2枚

申込み前の6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの。うち1枚は受講申込書に貼付してください。

(3) 身分証

窓口申込の場合は、申込時に本人確認のため提示願います。
郵送申込の場合は、運転免許証等の顔写真付きの身分証写しを郵送願います。
電子申請・届出システム申込の場合、講習当日に身分証の確認を行います。

(4) 手数料 20,000円 (三重県収入証紙により申込時に納付してください。)

三重県収入証紙は、三重県内の百五銀行・三十三銀行等で購入できます。
電子申請・届出システム申込の場合は、クレジットカードでの支払いとなります。

7 概要

この講習は、駐車監視員資格者証を取得するため、道路の交通に関する法令の知識その他放置車両の確認等の適正な実施に必要な技能及び知識について2日間(計14時間)実施します。

さらに修了考査(1時間)を行い、これに合格した者に対して駐車監視員資格者講習修了証明書が交付され、駐車監視員資格者証の交付申請をすることができます。

※ 駐車監視員資格者証の交付を受けるには講習修了考査に合格し、駐車監視員資格者講習修了証明書の交付を受けた上、駐車監視員資格者証の交付申請が必要となります。

※ 欠格事由

道路交通法第51条の13第1項第2号に掲げる事項(下記)のいずれかに該当する場合は、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

- 18歳未満の者
- 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 一定の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者や暴力団関係者、アルコール・覚醒剤等の中毒者などに該当する者
- 過去に駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

※ 駐車監視員資格者証を取得しても、確認事務の委託を受けた法人に属さない限り、実際に駐車監視員としての活動を行うことはできません。

問合せ先(書類送付先)
〒 514-8514
三重県津市栄町一丁目100番地
三重県警察本部 交通指導課 放置駐車対策係
(059)222-0110
(内線 5140・5141・5142)